

保育所・認定こども園利用保護者 様  
放課後児童クラブ利用保護者 様

大崎町長 東 靖 弘  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための保育所等の登園自粛のお願いについて

令和 2 年 4 月 16 日、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、大崎町においても 4 月 22 日から 5 月 6 日まで、町内小・中学校が一斉臨時休校となりました。

つきましては、お仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能なご家庭におかれましては、下記により登園自粛にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 登園自粛期間

令和 2 年 4 月 28 日（火）から 5 月 6 日（水）

2 対象者

- 保育所・認定こども園等を利用している園児及び広域入所を利用している園児
- 放課後児童クラブを利用している児童

3 保育料の取扱い

0 歳から 2 歳児の園児が登園自粛をした場合には、保育料の日割り計算を行います。

精算の手続きについては、後日行いますので、決定された保育料で一度ご負担をお願いいたします。保護者の方の手続きは不要です。

4 感染拡大防止の為のお願い

37. 5 度以上の発熱がある場合や咳・倦怠感等が疑われる場合については、施設のご利用を控えていただきますよう、お願いいたします。

ご家庭におかれましても、不要不急の外出を控えるとともに、手洗い・換気等の感染防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

お問い合わせ先 役場 保健福祉課 児童福祉係 電話 099-476-1111
--